

国際原子力機関(IAEA)の総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッション
に提出する事前参考資料(ARM)について

令和元(2019)年9月9日
原子力規制庁

1. 経緯・概要

原子力規制委員会は、原子力安全等に係る規制基盤の実効性の強化、向上を目的とした IAEA による総合規制評価サービス(Integrated Regulatory Review Service : IRRS)の実施を要請し、2016 年 1 月に IRRS ミッション(以下、「イニシャルミッション」という。)を受け入れた。その後、同ミッションの受入れを経て明らかとなった課題を整理した上で、個々の課題への対応を進めるとともに、本年 4 月に開催した IRRS フォローアップミッション(以下、「フォローアップミッション」という。)準備会合を経て、2020 年 1 月 14 日から 21 日にフォローアップミッションを受け入れることに合意した。

フォローアップミッション受入れに際しては、イニシャルミッションにおける勧告・提言への対応状況の自己評価等を含む事前参考資料(Advance Reference Material : ARM)を、同準備会合における合意に従い本年 11 月 4 日までに提出することが求められている。

原子力規制委員会は、2016 年 3 月、原子力規制委員会設置法第 14 条及び第 18 条の規定に基づき、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会に対し、「IRRS において指摘された事項に対する原子力規制委員会の取組状況の評価や助言」を新たな調査審議事項として指示した。これを受け、両審査会において実施された累次にわたる審議(別紙 1 参照)を経て得られた評価・助言を踏まえ、今般、ARM の主要部分である自己評価書(案)を資料 1-2 のとおり取りまとめたので、提出に先立ち御審議頂きたい。

2. ARM の構成

IRRS ガイドラインにおいて、フォローアップミッションに先立ち提出する ARM には以下の事項を含む旨が規定されている。

- ①イニシャルミッションに先立ち提出した ARM からの重大な変更点
- ②イニシャルミッションにおける勧告・提言への対応状況
- ③自己評価の結果(勧告・提言への対応の完了・未了等の評価)
- ④イニシャルミッションに先立ち実施した自己評価の結果策定した行動計画の進捗状況
- ⑤新規評価項目を含む場合には同項目の自己評価
- ⑥上記の記載の適正を証明する文書証拠(エビデンス資料)

上記を踏まえ、フォローアップの自己評価書は、イニシャルミッションに先立ち提出した ARM のうち、「原子力安全のための規制基盤に係る自己評価書要約」(2015 年 10 月 28 日原子力規制委員会了承)を基礎として、同要約に改訂及び追記を施した構成とした(上記①から④に対応：資料 1-2)。

なお、新規評価項目である放射性物質陸上輸送の自己評価書(上記⑤に対応)は、IRRS チームからの要請により、フォローアップの自己評価書とは別に取りまとめており、文書証拠(上記⑥に対応)は、いずれも公開された情報で、かつ、大部にわたるため、評価書本文中に文書名のみを記載し、今般の審議対象からは割愛した。

3. 自己評価

IRRS ガイドラインでは、勧告等への対応状況に対する自己評価を付すことが求められている。勧告・提言・行動計画への対応状況の自己評価は対応の達成度に基づく以下の判断基準に従い実施している。

評価	評価基準
【完了】	現時点で全ての対応が完了している。
【条件付完了】	現時点で対応が一部未了であるが、具体的完了時期が確定している。
【未了】	現時点で対応が未了であり、具体的完了時期も確定していない。

なお、自己評価において【完了】と評価したものであっても、恒久的な対応の完了を意図するものではなく、原子力規制委員会では、当該事項を取り巻く状況の変化に応じて、対応状況の適否を評価しつつ、継続的な改善を行うこととしている。また、【未了】と評価したのものには、現時点で具体的完了時期が示せないものの、相応の対応が講じられているもの、あるいは継続的に改善への取組が行われているものなどが含まれている。

本年 3 月 15 日の合同審査会において、対応方針が、勧告等で要求されている内容に必ずしも合致しないとして報告したものについても、原子力規制委員会了承を受けて同方針に基づきフォローアップミッションに対応することとし、一律に上記評価基準(達成度)に従い判断している。評価は、本年 7 月末時点としている。

4. 勧告等への対応の概要

勧告・提言・行動計画への対応のうち、以下の観点から代表的なものを、別紙 2 にて例示する。

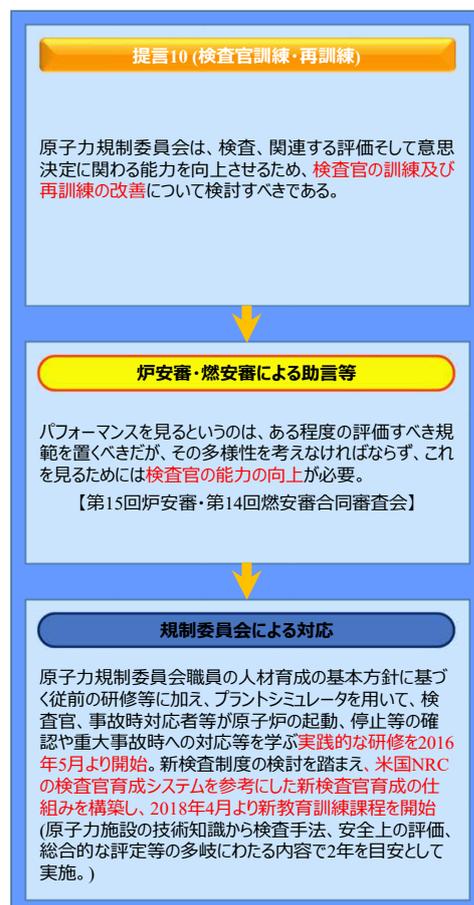
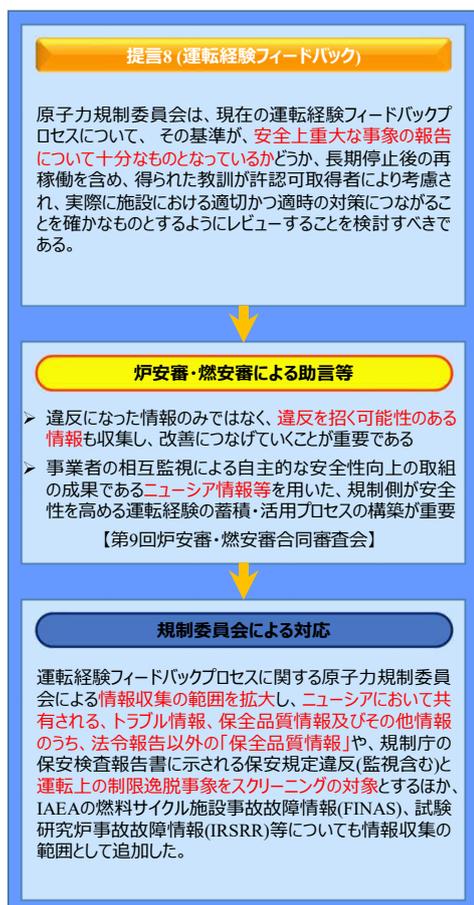
- ①両審査会における議論を踏まえた対応が含まれているもの
- ②勧告等で要求されている内容に必ずしも合致しない対応をとることとしたもの

また、参考として、両審査会における議論の派生によって、勧告・提言の内容に直接的に関わらない内容に対して助言を受けたもののうち、IRRS への対応とは切り離して取組を進めているものを併せて例示する。

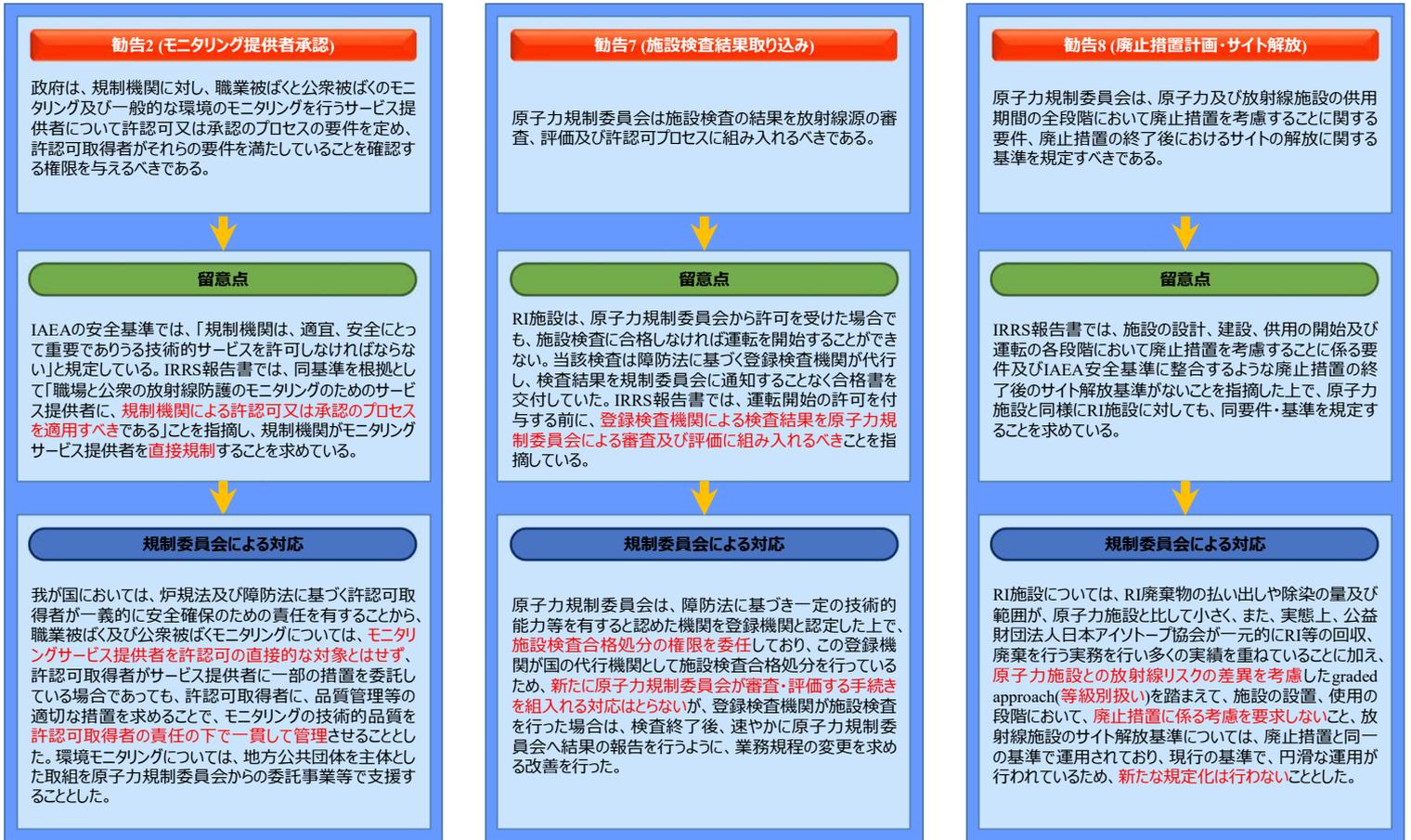
以 上

原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会開催実績(IRRS関連)						
日時	炉安審 原子炉安全 基本部会	燃安審	合同 開催	議題(IRRS関連)		
平成28年	7月1日(金)	第8回	第8回	○	・ IRRS報告書及びIRRSにおいて明らかになった課題への対応方針等について	
	8月5日(金)	第9回	第9回	○	・ 「運転経験反映のための措置(No.11)」に対する取組状況について ・ 検査制度の見直しに関する検討チームの検討状況について	
	9月12日(月)	第10回	第10回	○	・ 検査制度の見直しに関する検討チームの検討状況について ・ 放射線源規制・放射線防護に係るIRRS指摘事項等への対応状況について(放射線源規制関係) ・ 「放射線源規制・放射線防護(No.30)」のうちモニタリング品質保証に対する取組状況について ・ 「運転期間にわたる廃止措置の考慮(No.9)」に対する取組状況について	
	10月24日(月)	第11回	第11回	○	・ 検査制度の見直しに関する検討チームの検討状況について ・ 「マシメントシステム(課題No2-4)」に対する取組状況について ・ 「解体解放要件(課題No17)」に対する取組状況について ・ 「廃炉等廃棄物処分に関する規制基準の整備(課題No19)」に対する取組状況について ・ 「廃棄物埋設の覆土等に関する基準(課題No21)」に対する取組状況について	
	11月21日(月)	第12回			・ 規制に係る審査結果等の許認可取得者への連絡(課題No.5) ・ 原子力安全とセキュリティのインターフェース(課題No.6) ・ 定期的な規制要件及び「か」の「か」の見直し(課題No.13)の(審査手順を示す「か」について) ・ 設置許可段階における品質保証(課題No.7) ・ 安全性向上に関する「か」(課題No.16) ・ 定期的な規制要件及び「か」の見直し(課題No.13)の(基準を補完する「か」について) ・ 類似の業務を担う緊急作業員に対する一貫性のある要件の適用(課題No.24)	
	12月5日(月)	第13回	第12回	○	・ 定期的な規制要件及び「か」の見直し(課題12) ・ 人的組織的要因の考慮(課題No14) ・ 浅地中処分に関する廃棄物等に対する要求(課題No18) ・ 原子力施設に関する緊急時に対する準備と対応(EPR)の改善(課題No23)	
平成29年	1月5日(木)	第14回	第13回	○	・ 一部設備の解体工事に対する規制(課題No.8) ・ 高経年化に関する認可等に係る手続き(課題No.10) ・ 設計段階における廃止措置の考慮(課題No.15) ・ 研究所等廃棄物に関する規制基準の整備(課題No.20) ・ 眼の水晶体の線量限度(課題No.22) ・ 放射線防護に関する取組の強化(課題No.28) ・ 安全研究分野のJAEA との協力強化(課題No.1) ・ 人材育成・確保(課題No.31) ・ IRRS において明らかになった課題に対する原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会における助言・評価等、原子力規制委員会の対応状況及び今後の課題について	
	2月2日(木)	第15回	第14回	○	・ 原子力規制委員会と原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会会長との意見交換の結果について	
	6月20日(火)	第16回	第15回	○	・ IRRSにおいて明らかになった課題のフォローアップの進め方について(案) ・ 「汲み取るべき事項」の整理の進め方について(案)	
	8月7日(月)		第1回	第16回	○	・ IRRS課題への今後の対応について
平成30年	1月29日(月)		第3回	第18回	○	・ IRRS ミッションから汲み取るべき事項(規制組織における人材発掘・育成等の統合的マシメント関係)への対応について ・ IRRS を巡る原子力規制委員会での最近の動き
	3月30日(金)	第17回		第19回	○	・ IRRSにおいて明らかになった課題への対応について ・ IRRSミッションから汲み取るべき事項(規制組織における人材発掘・育成等の統合的マシメント関係)への対応について ・ IRRSを巡る原子力規制委員会での最近の動き
	11月1日(木)	第19回		第21回	○	・ IRRS において明らかになった課題への対応について
平成31年 令和元年	3月15日(金)		第4回	第22回	○	・ IRRSフォローアップミッションの対応について
	9月9日(月)		第6回	第24回	○	・ IRRSフォローアップミッションに提出する事前参考資料(ARM)について

① 炉安審・燃安審における議論を踏まえた対応が含まれているものの事例



② 勧告等で要求されている内容に必ずしも合致しない対応をとることとしたもの



(参考) IRRSへの対応とは切り離して取組を進めているもの

